

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 日程第二十特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については三常任委員会から継続調査の要求がありました。

本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よって本件特定事件は、

閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(田村市郎君) 以上をもって本日、日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって昭和五十八年第三回福生市議会定例会を閉会いたします。
午前十一時四十七分 閉議・閉会

追加議案の送付について

副議長

昭和五十八年第三回福生市議会定例会 福生市議会議長

議案第八十号 福生市教育委員会委員の任命について

議員 井上寅吉
議員 石川保
議員 上野重勝

お諮りいたします。
本件は申し出のとおり開会中の総務委員とするに御異議あり
ません。

(異議なしと申す者あり) 議員土田重雄

議長(田村中郎君) 御異議なしと認め、さう着座し開会中の総務委員とするに決定、着座なさいと申す。

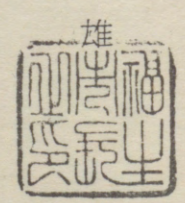
議長(田村中郎君) 日程第百三十三号事件の総務委員の議
題といたします。

本件は申し出のとおり開会中の総務委員とするに御異議あり
ません。

福総庶発第七百四号

昭和五十八年九月十日

福生市長 田村 匡



福生市議会議長

田村市郎 殿

追加議案の送付について

昭和五十八年第三回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第八十号 福生市教育委員会委員の任命について

陳情第五十八—十号

申告納税制度改悪反対に関する陳情書

(陳情の趣旨)

いま政府税制調査会の申告納税制度特別部会では、申告納税制度の見直しが審議されています。その内容は、①自営業者に法律で記帳を義務づける(記帳義務の法制化)②記帳していない業者や記帳が不備な場合は税務当局が所得額を推計して課税する(推計課税の要件の緩和)③推計課税に不服なときは納税者に立証の責任を負わせる(挙証責任の納税者への転嫁)などとなっています。

わが国の税制は、「納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則」(国税通則法第十六条)とする申告納税制度を基本としています。ところが現在検討されている申告納税制度の見直しは、「記帳を法律で義務づける」ことによつて、課税当局による推計課税の要件を緩和し、これに不服な場合は課税当局の立証責任を免除し、納税者に負わせるなど、現在の申告納税制度を戦前の賦課課税制度に逆もどりさせ、納税者の権利を根本から奪い去るものです。

記帳義務の法制化はまた、仕入れや売上げを正確に記録することが条件となる大型間接税新設の準備でもあります。

政府・大蔵省は、政府税制調査会の答申を待つて、五十九年度税制改正で実施する方向をかためています。

課税当局の天下りの推計課税を許し、申告納税制度を根底から揺るがす申告納税制度の改悪に対し、貴議会において本陳情を採択の上、左記事項について関係各方面に意見書を提出されるよう陳情いたします。

記

一、納税者の自主申告権を奪う、記帳義務の法制化を行わないこと。

二、課税当局の天下りの推計課税を強化する推計課税の合法化、挙証責任の納税者への転嫁など、申告納税制度の改悪を中止すること。

昭和五十八年九月十二日

陳情者

青梅市青梅二五九番地

西多摩地区労働組合協議会

議長 段 上 増 雄 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

大幅減税要求に関する陳情書

(陳情の趣旨)

すでに昭和五十二年以来、六年間も所得税課税最低限が据え置かれており、減税見送りによつてこの間の実質増税額は、政府の試算でも所得税五兆円、住民税一兆円で合計六兆円に達すると報告されています。現在、夫婦子ども四人世帯の課税最低限は所得税百十六万円、住民税八十八万円で、東京都の生活保護基準百八十万三千円(生活扶助、教育扶助のみで)をはるかに下回るものとなつています。

このため所得税・住民税の減税要求は、全国民の強い要求になつています。

現在、政府税制調査会の所得税・住民税特別部会において減税問題が審議されています。内容は、①課税最低限の引き上げ ②累進税率の緩和 ③最高税率の引き下げと最低税率の引き上げなどとされていますが、最近の新聞報道によると、「年収六百万円以上の階層を重点に減税する」方向を固めたと言われ、これでは国民の減税要求を実現することはできないばかりか、最低税率の引き上げによつて低所得者にとつては増税になる危険さえあります。しかも所得税減税の財源確保のため、間接税の増税が検討されており、大型間接税の導入も計画されています。

政府・大蔵省は政府税調の審議待ちの姿勢をとつていますが、税調待ちでは増税と抱き合わせになる危険があります。

国民の強い減税要求を実現するために、高額所得者中心の減税でなく、課税最低限の大幅引き上げによる減税を行う必要があります。

貴議会がこの現状を理解され、本陳情を採択の上、次の事項について関係各方面に意見書を提出されるよう陳情します。

記

- 一、課税最低限の引き上げによる所得税、住民税の大幅減税を実施すること。
- 二、間接税の増税など、増税と抱き合わせの減税は行わないこと。

昭和五十八年九月十二日

陳情者

青梅市青梅二五九番地

西多摩地区労働組合協議会

議長 段 上 増 雄 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

大型間接税導入反対に関する陳情書

(陳情の趣旨)

政府・大蔵省は、「EC型付加価値税」を目標に、大型間接税の導入計画をすすめています。これは昭和五十四年に大平内閣が導入を計画し国民から拒否され、国会においても反対決議された一般消費税と同じものです。

大型間接税は、どのような名称、形式のものであれ、物価をつり上げ不況を促進し、低所得者ほど負担の重い、逆進的な最悪の大衆課税です。この税金はすべての商品の売買、サービスの提供による代金を支払うときに課税され最終消費者が負担する税金で、国民生活や中小業者の営業に重大な影響を及ぼします。

大型間接税は地方自治体の財政にも大きな影響を与えます。地方自治体の行う公共事業や購入する物品にはすべて大型間接税が課税され、その分だけ財政支出が膨張します。地方交付税と同じ割合で大型間接税による税収を配分したとしても、財政支出の膨張により実質的にはマイナスになるという試算もされています。

大型間接税を作らなくても、軍事費の削減、大企業・大資産家優遇の不公平税制の是正、大企業の隠し利益を吐き出させることによつて、所得税減税もできるし、財政再建は可能です。

昭和五十四年に一般消費税の導入が計画されたとき、東京では二十三特別区、二十二市

の自治体議会が反対決議をしました。これは最悪の大衆課税といわれる一般消費税の導入を中止させる上で大きな力となりました。

大型間接税導入の動きが活発になつている今日、貴議会において本陳情を採択の上、左記事項について関係各方面に意見書を提出されるよう陳情します。

記

一、EC型付加価値税、一般消費税などこれに類する一切の大型間接税の新設をしないこと。

二、大企業・大資産家の不公平税制を是正すること。

昭和五十八年九月十二日

陳情者

青梅市青梅二五九番地

西多摩地区労働組合協議会

議長 段 上 増 雄 印

福生市議会議長

田 村 市 郎 殿

陳情第五十八—十三号

国民健康保険の国庫補助に関する陳情書

陳情の趣旨

私たち建設労働者・職人は、自らの健康を守る砦として国民健康保険組合を設立し、今日まで十三年間、健全な運営を図るため日夜努力を続けてきました。

市町村国保四千三百万人・国保組合三百万人の被保険者をもつ国民健康保険制度は、わが国医療保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と保健の向上に多大な役割を果たしています。

しかしながら、長びく不況のなかで保険料負担力の低下に加え、高齢者、低所得者を多く抱える国民健康保険の事業運営は、一段と困難になつてきています。

私たち建設関係国保組合においても、長びく住宅不況・大手住宅資本の進出により、仕事量が落ちこみ、賃金・単価の切り下げなどから倒産・夜逃げ・自殺など、不幸な事態が相次いで起きており、保険料の滞納が増加しています。

しかるに政府は、昭和五十九年度予算編成に向け、国民健康保険の定率国庫負担四〇％を五％程度削減し、財政調整交付金の枠の拡大と合わせて、都道府県に一部を肩代りさせる動きを強めています。

東京都の場合は、財政調整交付金の不交付団体となつていふことから、補助金の削減と

なります。昭和五十八年度予算による五％の影響額は、特別区百八十一億円、市町村五十億六千万円、国保組合三十二億三千万円と大きな負担増につながるといわれています。

同じ制度で運営している市町村国保の補助金削減が行われれば、国保組合も同様の措置がとられ、大幅な財政負担・保険料の負担増を強いられることとなります。

つきましては、本陳情を採択の上、左記の事項について都議会ならびに国の関係機関に意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

一、国民健康保険に対する国庫補助は、現行水準を堅持すること。

二、建設国保組合に対する国庫補助は、定率四〇％を堅持するとともに、臨時調整補助金は現行水準を維持すること。

三、事務費負担金の保険料肩代わりを行わず、最低現行水準を確保すること。

昭和五十八年九月十二日